

## ○夫が給与所得者で妻が専業主婦の場合

### 条項例

第〇条 甲（第1号改定者、基礎年金番号〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇）と乙（第2号改定者、基礎年金番号△△△△—△△△△△△）は、本日、厚生労働大臣に対し、当事者間の別紙年金分割のための情報提供書〔省略〕記載の情報に係る対象期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5とする旨合意した。

### ポイント

平成16年の厚生年金保険法等の改正により、平成19年4月1日以降の離婚について、厚生年金（被用者年金制度が一元化される以前の共済年金も含まれます。）の保険料納付記録の分割が認められることになりました。

年金分割制度には、合意分割（厚年78の2①以下）と3号分割（厚年78の13以下）があります。

合意分割は、当事者間の合意により、年金分割の割合を定めて、厚生労働大臣等に対し、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録の分割を求めることができる制度です。

他方、3号分割は、平成20年4月1日以降に離婚する夫婦において、同月以降の第3号被保険者（国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人。ただし年収106万円以上等一定の要件に該当するときは、被扶養者自身が社会保険加入者となります。専業主婦であれば、年収が130万円未満の人となります。))期間につき、一方当事者からの請求により、第2号被保険者の厚生年金の被保険者保険料納付記録を自動的に2分の1に分割するという制度です。

本条項例は、夫がサラリーマン等の厚生年金加入者で、妻が専業主婦等の被扶養配偶者の場合において、厚生年金につき、合意分割を行う場合の条項例です。合意分割を行う際には、年金事務所等において、「年金分割のための情報通知書」を取得する必要があり、これを離婚協議書（年金分割を行う場合には、公正証書にするか、公証人

の認証を受けた私署証書にする必要があります。)に添付する形が一般的です。

平成20年4月以降に婚姻した夫婦で、一方が、離婚までの期間ずっと第3号被保険者であった場合は、合意分割をする必要はなく、3号分割のみをすることになります。この場合、上記のような条項を定める必要はなく、離婚後、第3号被保険者が、年金事務所ですべての手続きをすれば足りることになります。

我が国の年金制度は、大きく分けて、1階部分から3階部分までの3層構造になっています。1階部分が、20歳以上60歳未満の全ての国民が加入する公的年金制度である国民年金(基礎年金)、2階部分が、企業に勤める労働者や公務員、私立学校の教職員等が加入する公的年金制度である厚生年金保険(被用者年金制度が一元化される以前の共済年金も含まれます)、3階部分が、国民年金や厚生年金といった公的年金に上乗せする私的年金制度となり、企業年金(厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金)、個人年金(国民年金基金、個人型確定拠出年金)等があります。

年金分割の対象となるものは、このうちの2階部分のみになります。1階部分と3階部分については、年金分割の対象ではありませんが、1階部分については、20歳以上60歳未満の全ての国民が被保険者となっているため、そもそも分割の余地はないのに対し、3階部分については、加入者が一定の条件の下で受給できるものであることから、退職金と同様に、離婚時財産分与の対象とする余地はあります。

#### アドバイス

##### ◎厚生年金の少ない方から多い方への分割

本条項例は、妻が専業主婦である場合を念頭に置いた条項ですが、妻が第2号被保険者(自身が厚生年金等の加入者である者)である(あるいはその期間があった)ものの、婚姻期間中の標準報酬額が夫より少ない側となる場合も同様の条項になります。

なお、このように、両者が第2号被保険者となる場合であっても、対象期間標準報酬額が少ない側の年金を多い側に分割するような合意を行うことはできません。また、合意分割の請求すべき按分割合の上限は、2分の1(50%)とされています。これは、年金が、主に老後の生活資金となるものであることから、受給権者の生活を危うくするような分割は認めないという制度設計によるものです。

したがって、他の財産分与等との兼ね合いで一方の年金を他方に全て分割するといった合意をすることはできません。

##### ◎年金受給者が年金分割を受けたときに年金が減る場合

年金分割をすると、一般的には、将来の年金受給額が増えるものですが、振替加算を受けている年金受給者の方の中には、年金分割したことにより、振替加算がなくなり、

結果として年金受給額が減ってしまうことがあるのです。

振替加算とは、老齢厚生年金を受給している方の配偶者が65歳未満の時に老齢厚生年金に上乗せされる「加給年金」が打ち切られた後、配偶者の老齢基礎年金に上乗せされるものです（国年昭60法34附則14・16）。

振替加算は、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上である場合には支給されない仕組みとなっています。

この被保険者期間の計算では、「離婚時みなし被保険者期間」も含まれるため、年金分割により新たに取得した、離婚時みなし被保険者期間を含めた、その方の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上となった場合には、振替加算は支給されなくなるからです。

離婚時みなし被保険者期間とは、ご自身の厚生年金保険の被保険者期間ではないが、年金分割により、標準報酬の分割を受けることによって厚生年金保険の被保険者期間であったとみなされる期間となります。

#### ◎合意分割の請求手続

合意分割の請求は、年金事務所に対し、所定の「標準報酬改定請求書」に、年金分割を明らかにできる書類のほか、戸籍謄本等の一定の書類を添えて申請することになります。

このうち「年金分割を明らかにできる書類」としては、次の書類のいずれか1つを添付する必要があります。

- ① 話し合いにより、年金分割の割合を定めたとき（当事者の2人またはそれぞれの代理人が手続を行います。）
  - ・年金分割すること及び按分割合について合意している旨を記入し、自らが署名した書類（様式は年金事務所に備えてありますが、年金分割請求時に当事者2人が揃って、又は2人のそれぞれの代理人が年金事務所に直接出向いて提出する必要があります。）
  - ・公正証書の謄本若しくは抄録謄本
  - ・公証人の認証を受けた私署証書
- ② 裁判所による手続により、年金分割の割合を定めたとき（当事者2人のうち、一方当事者のみで手続することが可能です。）
  - ・審判（判決）の場合…審判（判決）書の謄本又は抄本及び確定証明書
  - ・調停（和解）の場合…調停（和解）調書の謄本又は抄本

#### <参考判例>

- 厚生年金基金も財産分与の対象とし、夫の年金と妻の年金の差額の4割を妻の死亡まで支払うことが命じられた事例（ただし、年金分割制度の制定前の裁判例）（横浜地相模原支判

## 第2編 第7章 年金分割の合意

---

平11・7・30判時1708・142)

- 離婚の当事者間において離婚時年金分割制度を利用しない旨の合意は、公序良俗に反するなどの特別の事情にない限り、有効であるとされた事例（静岡家浜松支審平20・6・16家月61・3・64)

## ○離婚協議書

「離婚協議書」とは、夫婦が協議離婚を行う場合に、親権、監護権者、面会交流、財産分与、慰謝料等について合意する文書です。

離婚は、離婚の届出によって効力を生ずるので（民764・739）、離婚協議書の締結だけでは離婚は成立しません。しかし、離婚を行う場合には、親権や財産分与について合意することが重要なので、可能な限り離婚協議書を作成することが望まれます。

特に未成年の子がいる場合には、親権、面会交流、養育費、学費等の特別な費用の負担など、定めるべき事項が多岐にわたります。

離婚交渉においては、夫婦は親権及び面会交流に特に関心を持つことが多くみられますが、費用についても、子の成長に伴いどのような費用が生ずるか、想定しながら慎重に交渉する必要があります。

なお、離婚協議書を公正証書として作成し、養育費等の金銭支払部分について執行認諾約款を付した場合には、養育費等の不払があっても、訴訟を起こして判決を得ることを要することなく強制執行が可能となります（民執22五）。

また、「離婚協議書」は、その内容により印紙税法で定める課税文書に該当することがあります。例えば、財産分与として不動産を分与する場合には、印紙税法別表第1で定める第1号文書（不動産の譲渡に関する契約書）に該当しますので、1通につき、以下の金額の印紙を貼付する必要があります（印税2・8・別表第1ー）。

契約金額	印紙税額
1万円未満	非課税
1万円以上～10万円以下	200円
10万円超～50万円以下	400円
50万円超～100万円以下	1,000円
100万円超～500万円以下	2,000円
500万円超～1,000万円以下	10,000円
1,000万円超～5,000万円以下	20,000円
5,000万円超～1億円以下	60,000円

基本書式

1億円超～5億円以下	100,000円
5億円超～10億円以下	200,000円
10億円超～50億円以下	400,000円
50億円超	600,000円
契約金額の記載のないもの	200円

なお、不動産の譲渡に関する契約書のうち、平成9年4月1日から令和4年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、以下のとおり印紙税額が軽減されています（税特措91）。

（平成26年4月1日～令和4年3月31日）

契約金額	印紙税額
10万円超～50万円以下	200円
50万円超～100万円以下	500円
100万円超～500万円以下	1,000円
500万円超～1,000万円以下	5,000円
1,000万円超～5,000万円以下	10,000円
5,000万円超～1億円以下	30,000円
1億円超～5億円以下	60,000円
5億円超～10億円以下	160,000円
10億円超～50億円以下	320,000円
50億円超	480,000円

（平成9年4月1日～平成26年3月31日）

契約金額	印紙税額
1,000万円超～5,000万円以下	15,000円
5,000万円超～1億円以下	45,000円
1億円超～5億円以下	80,000円
5億円超～10億円以下	180,000円
10億円超～50億円以下	360,000円

## 基本書式

---

50億円超	540,000円
-------	----------

次の**基本例**中の条項例は、当事者の状況によっては変更が必要な場合がありますので、当事者の状況にあわせ、参照先の条項例を組み合わせて、書式を作成してください。

また、各条項の留意点については、参照先の条項例のポイントを参照してください。

基本例

離婚協議書

離婚協議書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）は、甲乙間の協議による離婚（以下「協議離婚」という。）に関して以下のとおり合意し、この協議書（以下「本協議書」という。）を締結する。①

（離婚の合意）

第〇条 甲と乙は、協議離婚することに合意し、本協議書作成後、離婚届に署名押印して、これを甲が速やかに届け出るものとする。

（婚姻費用分担の合意）

第〇条 甲は、乙に対し、婚姻費用分担金として、令和〇年〇月から当事者の離婚又は別居状態の解消に至る日まで、毎月〇円の支払義務のあることを認め、これを毎月末日限り乙名義の預金口座（〇〇銀行〇〇支店普通預金口座番号〇〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（養育費の合意）

第〇条 甲は、乙に対し、甲乙間の子〇〇（令和〇年〇月〇日生）の養育費として、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで、毎月〇円の支払義務があることを認め、これを毎月末日限り乙名義の預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（財産分与の合意）

第〇条 甲は、乙に対し、財産分与として、〇円を、令和〇年〇月末日限り、乙の指定する預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（慰謝料の合意）

第〇条 甲は、乙に対し、本件離婚に伴う慰謝料として〇円の支払義務があることを認め、本日これを乙に交付し、乙はこれを受領した。  
2 甲及び乙は、本件に関し、本協議書に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後、名義の如何を問わず、互いに金銭その他一切の請求をしない。

条項例

第2編第1章  
「離婚の合意」  
参照

条項例

第2編第2章  
「婚姻費用分担の合意」参照

条項例

第2編第3章  
「養育費の合意」参照

条項例

第2編第4章  
「財産分与の合意」参照

条項例

第2編第5章  
「慰謝料の合意」参照

## 基本書式

(親権・監護権、面会交流の合意) .....

第〇条 甲と乙は、当事者間に離婚が成立するまで、又は調停ないし審判により新たな監護者が指定されるまで、甲乙間の子〇〇の監護者を母である乙と定める。

(年金分割の合意) .....

第〇条 甲(第1号改定者、基礎年金番号〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇)と乙(第2号改定者、基礎年金番号△△△△-△△△△△△)は、本日、厚生労働大臣に対し、当事者間の別紙年金分割のための情報提供書記載の情報に係る対象期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5とする旨合意した。〔別紙省略〕

本協議の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。②

令和〇年〇月〇日③

甲 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇  
〇〇〇〇 ④

乙 東京都△△区△△町△-△-△  
△△△△ ④

条項例

第2編第6章  
「親権・監護権、  
面会交流の合  
意」参照

条項例

第2編第7章  
「年金分割の合  
意」参照

- ① 前文で、誰と誰の合意であるかを記載するとともに、本文で氏名の重複を避けるため、甲、乙と表記します。なお、事案が複雑な場合などには、前文で文書の内容の概略を簡潔に記載することもあります。
- ② 合意が成立したので、その証拠として文書を作成すること及びその通数・保管方法を記載します。文書の内容の改ざんを防ぐため、それぞれで保管するのが一般的です。
- ③ いつ作成された文書であるか明確にするため、年月日は必ず記載すべきです。これに続けて、当事者の氏名と住所を記載します。特に個人の氏名は手書きで署名しましょう。印鑑は三文判でも構いませんが、文書の証明力を高めるため実印を使用することもあります。